



『デロイト トーマツ チャイナ ニュース』

# 投資入門Q&A

## 財務・税務デューデリジェンスにおける 中国企業特有の留意点

公認会計士 <sup>みよし たかし</sup> 三好 高志

今回のテーマは中国企業に対する財務・税務デューデリジェンスです。デューデリジェンス（以下、「DD」と省略）とは、投資に先立ち投資対象企業の資産・負債の内容、潜在リスク、問題点等を調査することですが、中国企業に対するDDにおい

ては、一般的な日本国内企業に対するDDと比較し、特有の留意点があります。

本稿では、特に財務・税務DDの領域における留意事項及び実際のDDでの典型的な発見事項を紹介いたします。

中国企業への投資に先立ち財務・税務デューデリジェンスを検討しています。中国企業に特有の留意点があれば教えてください。

### 1. DD全般における留意事項

#### ① DDベンダーの選定

中国企業に対するDDを行う場合には、まず言語の問題をクリアしなければなりません。特に中国資本の企業（中国内資企業）の場合には、資料やインタビュー等全ての場面で中国語での対応が必要となりますが、一方でDD結果を社内で共有する必要があるため、中国語／日本語（又は英語）といった複数言語に対応できることが必須条件となります。

#### ② 実施するDDの種類

DDにはビジネス、財務、税務、法務、人事、IT、など様々な領域がありますが、どの範囲でDDを実行するかは各領域におけるリスクや費用対効果を勘案する必要があります。まず、中国内資企業では大胆な租税回避行為を行う等、高い税務リスクを抱えているケースがあり、これに関連して財務報告も歪められている場合があります。また法務面においては、違法行為、適切なライセンスの未取得、不動産登記情報更新の遅れ等の問題が散見されます。したがって、特に財務・税務・法務については適切な専門家に依頼し、入念なDDを行うことが買収側のリスクを低減するために有用であると考えられます。

#### ③ 資料の入手

中国では、VDR（バーチャル・データルーム）の使用が日本や他の欧米諸国ほど普及していません。そのため、DDで依頼した資料はメールやハードコピーなどで提供されることが一般的です。電子データで情報が提供される場合には、特にエクセルファイルでは言語設定の影響で文字化けが生じてデータが読み取れないことが多々あるので留意が必要です。また、DD対象会社のIT環境が脆弱な場合には、そもそも電子データが準備できず、現地を訪問してハードコピーを閲覧するしかないという状況もあり得ます。

#### ④ 現地の訪問

DDには、遠隔地において資料の閲覧のみを行うデスクトップDDと、現地訪問を行うオンサイトDDがありますが、オンサイトDDを行うことがより効果的です。特に中国企業では、購入から間もない建物や設備の老朽化が想定以上に進んでいるケースや、資産や情報の管理が杜撰なケース、管理担当者に必要な知識や経験が不足しているケースなどが多く存在します。投資実行後、スムーズに経営統合を実現するためには、実際に現地を訪問し、買収資産を視察し管理担当者などに直接インタビューすることで、DD対象の現状や管理水準を適切に把握す

ることが必要です。

## 2. 財務・税務DDにおける典型的な発見事項

次に、中国企業を対象とした財務・税務DDにおいて検出される典型的な発見事項を紹介します。

### ① 社会保険料の過少納付

中国では、五険一金とよばれる社会保険制度が実施されています。五険とは養老保険、医療保険、労災保険、失業保険、出産保険を、一金とは住宅積立金を指しています。五険一金の基本的な計算方法は納付基数×料率で、納付基数は各従業員の過去12か月の賃金収入総額（残業代、賞与、各種手当を含みます）の平均月額とされています（納付基数には上限、下限が設定されています）。また、保険の種類により、企業負担のみのもの、個人負担及び企業負担ともに必要なものがあります。中国の社会保険料の企業負担は世界的に見ても重く、五険一金の企業負担額は支払給与額の40%以上に達することも珍しくありません。このため、企業の社会保険料の負担を低く抑えるため、法定の最低賃金を納付基数として使用する等の方法により、企業による社会保険料の過少納付が行われるケースがあります。また、2011年7月施行の「社会保険法」及びその関連通達<sup>\*1</sup>により、外国人についても中国の社会保険制度の適用が定められていますので、外国人の社会保険料の過少納付の有無についても留意が必要です。

社会保険料の過少納付は、従業員にとっても納付負担額が減少し手取り収入が増加するため、従業員から当局に告発されるリスクが低いという一面があります。その一方で、買収後に過少納付が当局に発覚した場合には、過去に遡って延滞金を含めた不足額を追納する必要が生じるというリスクがあります。また、社会保険料の過少納付により生じた不利益に関し、従業員が事後的に会社に対して訴訟提起するリスクも否定できないことから、DDの過程で

過少納付が発見された場合には、瑕疵をどのように治癒するか（又は取引価格に織り込むか）について、予め当事者間の協議を行う必要があります。

### ② 発票基準から発生主義への修正

中国企業が、収益・費用の認識を増値税インボイス発行／入手時点で行う、いわゆる発票基準を採用する傾向にあることは、過去の記事において紹介したとおりです（「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」Vol.156参照）。財務・税務DDにおいては、対象会社の持分価値算定の基礎となる正常的な収益力を算定するために、過年度の業績に調整を加えることがあります。現金主義に近い発票基準ベースの財務数値から発生主義ベースの数値への修正は、典型的な調整項目として指摘されています。

### ③ 二重帳簿と発票のない取引

オーナー企業等、経営者に権限が集中している中国内資企業では、社内外の監視が十分に行き届いておらず、課税回避のために会計帳簿が二重（いわゆる「二重帳簿」）となっているケースがあります。例えば、サプライヤーや得意先と結託して、事業場の取引を簿外で処理し、対応する売買取金やコミッションの決済は、オーナーの個人口座等を利用して処理する、というようなケースがみられます。このような取引は、課税回避に加えて、得意先に対する水面下のキックバックの原資となる裏金のプールを目的としていることもあります。

会社に資金不足が生じたなどの理由により、このような簿外取引によってオーナー個人の口座に入金された資金を会社の口座に返金させるケースがあります。会社側ではこのような入金を、辻褄を合わせるためにオーナー個人からの借入金（又は未払金）として処理している場合があり、帳簿上は、オーナー個人からの借入金や未払金の増加等の現象として現れることがあります。

以上

\*1 「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」（人力資源社会保障部令第16号）、「中国国内で就業する外国人の社会保険加入業務の適切な実施に係る関連問題についての通知」（人社庁〔2011〕113号）等